

令和5年第11回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和5年11月20日
2. 開催日時 令和5年11月27日 午後3時
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 12人

5. 出席委員

- 1番 堤 透委員  
2番 高田 里美委員  
3番 古川 正敏委員  
4番 廣瀬 普委員  
5番 森 隆委員  
6番 浅野 隆士委員  
8番 岩田 好博委員  
9番 北村 一也委員  
10番 酒井 健詞委員  
11番 青木千恵子委員  
12番 高田 住代委員  
13番 岩田 重雄委員

6. 欠席委員

- 7番 林 鉄雄委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

- 事務局長 佐藤 之則  
事務局次長 玉置 公司  
書記 杉原 昌実  
書記 梅田 莉奈

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

## 9. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 納税猶予制度の証明について

議案第37号 租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての  
相続税納税猶予の適用を受ける適格者証明願いについて

## 10. 審議の経過

(午後3時)

- 議 長 今月15日に農業委員会会長、事務局長合同会議が開催されました。私は所用で参加することができませんでしたが、職務代理者の岩田委員に参加していただきましたので報告をお願いします。
- 岩田委員 今月15日に都ホテル岐阜長良川2階ボールルームで開催されました会議に事務局長と参加しました。本会議で農業関連の法律や制度の見直し、営農型太陽光発電事業の不適切事案の対応の呼びかけ、地域計画策定の目的、農地利用最適化交付金の説明、ぎふ農業委員会活性化大作戦の結果や説明、現時点でのタブレット端末の利用状況や活用するためのアドバイス等が主なテーマでした。以上、会議の報告です。
- 議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は12人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第11回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、8番岩田好博委員、9番北村一也委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和5年10月11日から令和5年11月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第19号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。
- (事務局報告)

- 議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第19号について、質疑等ありませんか。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。
- 議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。
- 議 長 議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。  
(事務局説明)
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。
- 議 長 議案第34号番号1について、岩田好博委員ご意見ありますか。
- 岩田委員 先ほど事務局の説明がありましたように問題ありません。よろしくお願ひします。
- 議 長 議案第34号番号2について、北村一也委員ご意見ありますか。
- 北村委員 事務局が説明しました通りです。譲受人は定年退職され、時間に余裕があるので畑を耕作したいとのことで、譲渡人は機械に詳しいので農業の指導もされるかと認識しておりますので、特段問題ないと思われます。
- 議 長 議案第34号番号3について、酒井健詞委員ご意見ありますか。
- 酒井委員 申請地は以前まで荒廃農地になっていたのですが、申請地の南隣の柿畑の所有者である譲受人が管理されるとのことで綺麗になると推測していますので、お願ひしたいと思います。

- 議 長 議案第34号番号4について、古川正敏委員ご意見ありますか。
- 古川委員 特段問題ないと思われしますので、よろしく申し上げます。
- 議 長 議案第35号番号1について、岩田好博委員ご意見ありますか。
- 岩田委員 先ほど事務局の説明がありましたように問題ありません。よろしく申し上げます。
- 議 長 議案第35号番号2、番号3について、私の担当区域ですが、特に問題はありません。譲渡人の娘さん2人のために譲渡人の自宅の南隣の農地に一般個人住宅として転用すると聞いております。特に問題ないと思います。
- 議 長 只今、地区担当委員さん及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、10分程度の時間を設けたいと思います。暫時休憩とします。再開は3時45分とします。  
(休憩)
- 議 長 只今より再開いたします。
- 議 長 議案第34号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第34号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第34号番号2について、古川正敏委員が関係者でありますので、退出をお願いします。  
(古川委員退出)

- 議 長 議案第34号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第34号番号2について原案のとおり  
決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 古川委員の入室を認めます。  
(古川委員入室)
- 議 長 議案第34号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 北村委員 隣地の柿畑に利用権がついていますが、一体的に利用権の借人が耕作されるの  
ですか。その利用権を解除して申請人が一体的に耕作されるのですか。
- 事務局 利用権は令和6年12月31日までの期間です。契約満了後に申請人が一体的  
に耕作されます。
- 議 長 他に質疑、意見はありませんか。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第34号番号3について原案のとおり  
決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第34号番号4について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 北村委員 申請地に中間管理事業の契約がされていると思います。解約書が添付されてい  
ないのですが、貸借がついた状態で申請できないと思いますがいかがでしょうか。

- 事務局 申請地はすでに解約されており、解約書は保管しておりますので後程添付いたします。申請地周辺も同時に解約し、所有権移転後に一体的に耕作される予定であります。
- 議長 他に質疑、意見はありませんか。  
(質疑、意見無し)
- 議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第34号番号4について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議長 議案第35号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第35号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議長 議案第35号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 北村委員 一般個人住宅の農振除外の面積基準が500㎡以内であるかと思われませんが、通常の白地での農地転用の面積要件は設けられていますか。今回の申請では500㎡以上ですが、仮に1反以上の転用でも問題ないということでしょうか。
- 事務局 その通りです。白地での農地転用に関する農地法には面積要件はありません。農振除外では、一般個人住宅で申請し、白地となった後に分譲等ができないように原則500㎡という基準を市で設けています。

- 議 長 他に質疑、意見はありませんか。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第35号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第35号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第35号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 日程第4、農業経営基盤強化促進法関連議案についてを議題とします。議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。  
(農業経営基盤強化促進法旧法第18条第3項の各要件を満たしている旨、事務局説明)
- 議 長 議案第36号について、北村一也委員が関係者でありますので、退出をお願いします。  
(北村委員退出)
- 議 長 議案第36号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 古川委員 農地管理中間事業を通じた貸借の契約の議案には、担い手の名前を備考欄に記載していただくと分かりやすくなると思うのですが、いかがでしょうか。
- 事務局 次回から備考欄に記載します。

- 議 長 他に質疑、意見はありませんか。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第36号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 北村委員の入室を認めます。  
(北村委員入室)
- 議 長 日程第5、納税猶予制度の証明についてを議題とします。議案第37号「租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地についての相続税納税猶予の適用を受ける適格者証明願いについて」事務局に説明を求めます。  
(事務局説明)
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。
- 議 長 議案第37号番号1について、森隆委員ご意見ありますか。
- 森 委 員 問題ありません。審議をよろしく願います。
- 議 長 議案第37号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)

- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第37号1番号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。
- 議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第11回総会を閉会いたします。